



主幹教諭研修

研修テーマに関する法規について

チーム学校と人材育成



1 学校の定義と設置

教育基本法が規定する「法律に定める学校」



《学校教育法 1 条校》

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、
高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
大学及び高等専門学校

《学校教育法》

第二条

学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。

1 学校の定義と設置

学校の設置者



国、地方公共団体、私立学校法が規定する学校法人。ただし、特例がある。



- ・ 設置する学校を管理する権限 （設置者管理主義）
- ・ 学校運営に必要とされる経費を負担（特例あり）
（設置者負担主義）

《学校教育法》

第五条

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

1 学校の定義と設置

《日本国憲法》

第二十六条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

《教育基本法》

第一条（教育の目的）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。



《教育基本法》

第六条（学校教育）

法律に定める学校は、**公の性質**を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

1 学校の定義と設置

《日本国憲法》

第二十六条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

《教育基本法》

第五条（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

《学校教育法》

第十六条

保護者は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

1 学校の定義と設置

《学校教育法》

第十六条

保護者は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

就学義務

《学校教育法》

第十七条

保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

1 学校の定義と設置

《学校教育法》

第三十八条

市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な**小学校を**
設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

第四十九条

第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。

2 学校設置基準

《学校教育法》

第三条

学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

幼稚園設置基準

小学校設置基準

中学校設置基準

高等学校設置基準

特別支援学校設置基準

等

《学校教育法施行規則》

第一条

学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

小学校施設整備指針

第1章 総則

第1節 学校施設整備の基本的方針

- 1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
- 2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
- 3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設整備

高等学校施設整備指針

第1章 総則

第1節 学校施設整備の基本的方針

- 1 特色・魅力ある高等学校づくりの推進 弾力的
- 2 「生きる力」をはぐくみ、生徒一人一人の学習ニーズに対応する施設
- 3 社会の変化に対応する学習環境
- 4 健康的かつ安全で豊かな施設
- 5 地域の人材育成、生涯の学習の場としての役割 設 やまちづくりにも配慮した施設

特別支援校施設整備指針

第1章 総則

第1節 特別支援学校施設整備の基本的方針

- 1 特別支援教育を推進するための施設環境の整備
- 2 高機能かつ多機能で変化に対応し得る施設環境の整備
- 3 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
- 4 地域の生涯学習やまちづくりの核としての地域施設と連携した施設環境の整備

3 学級編制と教職員の配置

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の 標準に関する法律（義務標準法）

義務標準法に規定する学級編制の標準の数

	小学校	中学校	特別支援学校 (小・中)
同学年で編制 する学級	35人（1年生） 35人 (R3 2年生より学年進行 R7には全学年35人)	40人	6人
複式学級（2つ 以上の学年で構成され る学級）	16人 1年生を含む場場合8人	8人	3人 障害を二以上併せ有する
特別支援学級	8人	8人	

3 学級編制と教職員の配置

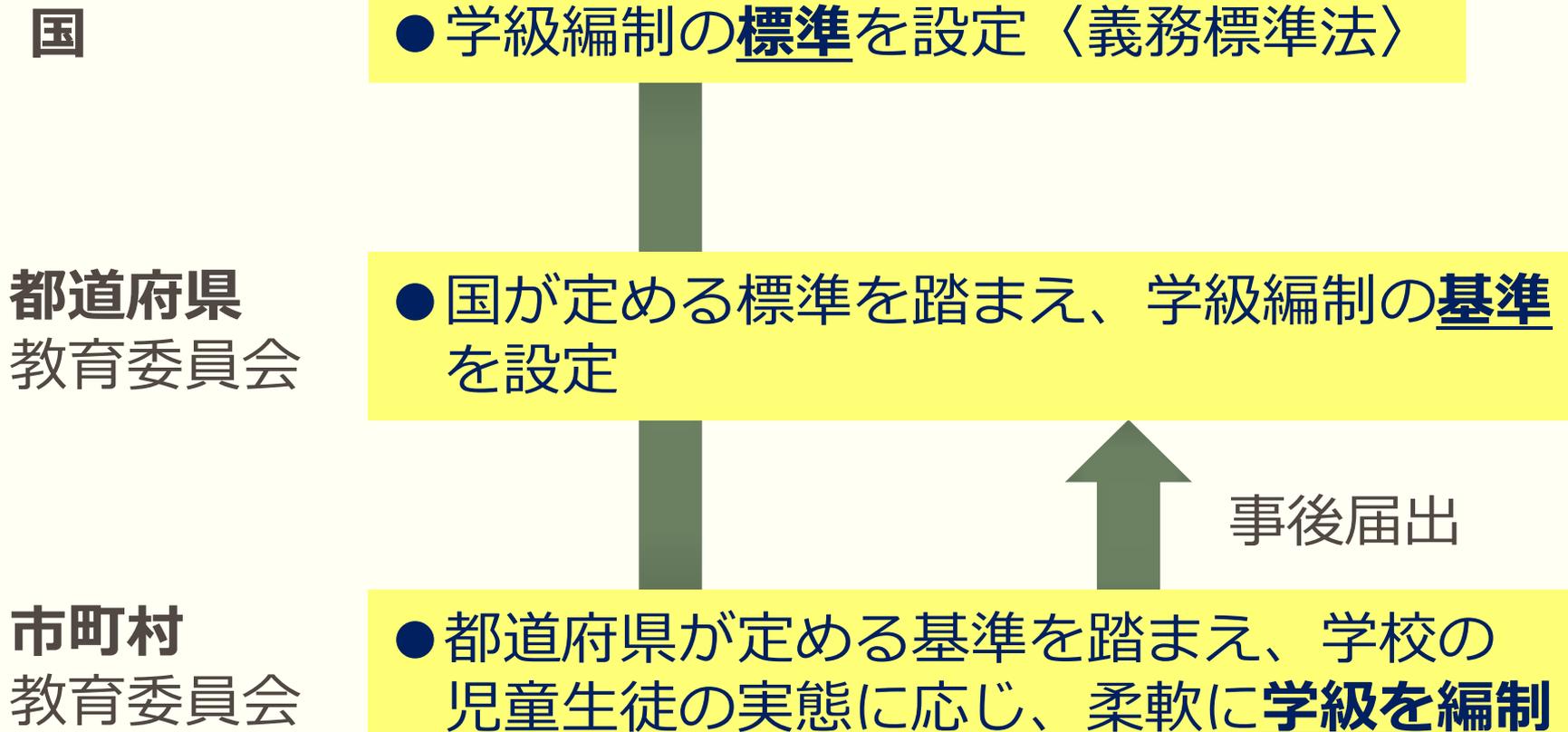
公立高等学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律（高校標準法）

義務標準法に規定する学級編制の標準の数

高等学校	特別支援学校
40人	8人
	3人 障害を二以上併せ有する

3 学級編制と教職員の配置

学級編制における国、都道府県、市町村の関係



3 学級編制と教職員の配置

徳島県公立小中学校学級編制基準

(1 学級に編制する児童又は生徒の数は次の基準による)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式学級	特別支援学級
小学校	35人	35人	35人	35人	35人	35人	16人	8人
中学校	35人	40人	40人	—	—	—	8人	8人

※小学校の複式学級は、第1学年を含む学級にあつては8人、飛び複式（間が空く場合）は、一方がその半数を超える場合は解消する。

※児童又は生徒の実態を考慮して市町村教育委員会が特に必要と認める場合には、上記に定める学級編制基準によらない学級編制を行うことができる。

学校規模別教職員配置の標準（例）

【小学校】

（単位：人）

学級数	校 長	副校長・教頭	教				諭		教員計	養護教諭	事務職員	合 計
			学級担任	担 任 外	生徒指導	指導方法工夫改善	小 計					
3学級	1	—	3	0.75	—	—	3.75	4.75	1	0.75	6.50	
6学級	1	0.75	6	1.00	—	0.25	7.25	9.00	1	1	11.00	
12学級	1	1	12	1.50	—	0.50	14.0	16.00	1	1	18.00	
18学級	1	1	18	2.60	—	0.75	21.35	23.35	1	1	25.35	
24学級	1	1	24	3.00	—	1	28.0	30.00	2	1	33.00	
30学級	1	2	30	3.50	0.5	1	35.0	38.00	2	2	42.00	
36学級	1	2	36	3.90	0.5	1.25	41.65	44.65	2	2	48.65	
42学級	1	2	42	4.50	0.5	1.25	48.25	51.25	2	2	55.25	

※ 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭については、児童数に応じて算定されるが、1学級40人在籍と仮定して算出。
 ※ 他に、教諭の少人数指導等の加配定数や養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数などがある。また、学校給食の実施状況等に応じて、栄養教諭等の定数が加わる。

学校規模別教職員配置の標準（例）

【中学校】

（単位：人）

学級数	校 長	副校長・教頭	教 諭				教 員 計	養護教諭	事務職員	合 計
			教科担任	生徒指導	指導方法工夫改善	小 計				
3学級	1	0.5	7.5	—	—	7.5	9.0	1	0.75	10.75
6学級	1	1	9.5	—	0.25	9.75	11.75	1	1	13.75
9学級	1	1	14.5	—	0.50	15.0	17.0	1	1	19.0
12学級	1	1	17.9	—	0.50	18.4	20.4	1	1	22.4
15学級	1	1	22.5	—	0.75	23.25	25.25	1	1	27.25
18学級	1	1	27.0	1.0	0.75	28.75	30.75	1	1	32.75
21学級	1	1	31.6	1.0	1	33.6	35.6	2	2	39.6
24学級	1	2	35.5	1.0	1	37.5	40.5	2	2	44.5
27学級	1	2	40.0	1.0	1	42.0	45.0	2	2	49.0
30学級	1	2	44.5	1.5	1.25	47.25	50.25	2	2	54.25
33学級	1	2	49.0	1.5	1.25	51.75	54.75	2	2	58.75
36学級	1	2	52.5	1.5	1.25	55.25	58.25	2	2	62.25

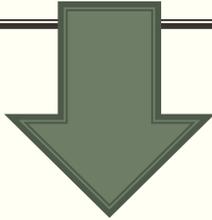
※ 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭については、生徒数に応じて算定されるが、1学級40人在籍と仮定して算出。
 ※ 他に、教諭の少人数指導等の定数、養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、栄養教諭等の定数が加わる。

4 校務分掌

《学校教育法施行規則》

第四十三条

小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。



「学校において全教職員の校務を分担する組織を有機的に編制し、その組織が有効に作用するように整備すること」

（文部事務次官通達「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」文初地第136号昭和51年1月13日）

4 校務分掌

《学校教育法施行規則》

第四十三条

小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

第二十一条（教育委員会の職務権限）

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

《徳島市立小学校及び中学校管理規則》

第9条の2(校務分掌)

校長は、職員の校務分掌を定め、学年始めに職員組織表により委員会に報告しなければならない。

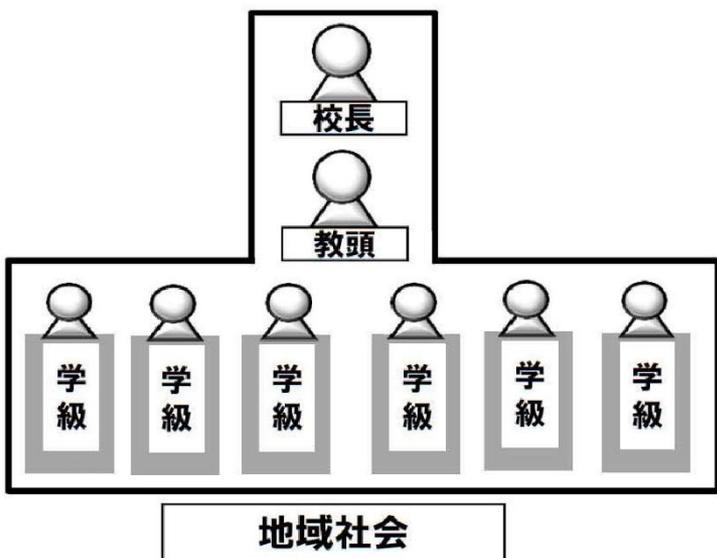
校長に委任

4 校務分掌

従来

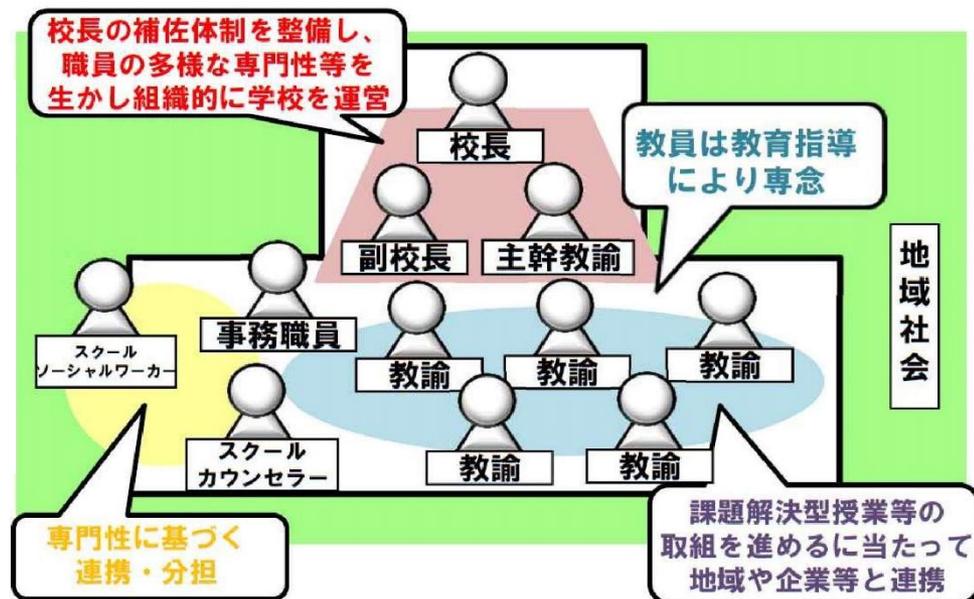
- ・ 自己完結型の学校

鍋ぶた型、内向きな学校構造
「学年・学級王国」を形成し、
教員間の連携も少ない などの批判



チームとしての学校

- ・ 多様な専門人材が責任を伴って学校に参画し、教員はより教育指導に専念
- ・ 学校のマネジメントが組織的に行われる体制
- ・ チームとしての学校と地域の連携を強化



4 校務分掌

職 種	職 務 内 容			配置の義務
	校務を	教育を	その他	
校長	つかさどる		所属職員の監督	必ず置く
副校長	命を受けてつかさどる		校長を助ける	置くことができる
教頭	整理する	必要に応じつかさどる	校長（と副校長）を助ける	（小中）原則置く （高校）必ず置く（他の職と代替可）
主幹教諭	命を受けて一部を整理する	つかさどる	校長（と副校長）及び教頭を助ける	置くことができる
指導教諭		つかさどる	教育指導の改善及び充実のための指導及び助言を行う	置くことができる
教諭		つかさどる		必ず置く（他の職と代替可）
養護教諭		養護をつかさどる		（小中）原則置く（当分の間、おかないことができる） （高校）置くことができる
栄養教諭		栄養の指導及び管理をつかさどる		置くことができる
事務職員			事務をつかさどる	（小中）原則置く（特別な事情のあるときは置かないことができる） （高校）必ず置く

は、平成19年の学校教育法改正で新たに追加された職

補助機関説

職員会議 = 意見や情報交換の場として校長の校務を助ける

※校長は学校経営の全権を有する。

議決機関説

職員会議 = 学校としての最終的な意思決定を行う

※校長もその決定に従う。

諮問機関説

職員会議 = 第三者としての立場で諮問を受け意見を述べる

※校長は最終的な意思決定を行う。

《学校教育法施行規則》

第四十八条

小学校には、設置者の定めるところにより、**校長の職務の円滑な執行に資するため**、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、**校長が主宰する**。

任意設置主義

《徳島県立学校管理規則》

第16条の4(職員会議)

校長は、その職務を補助させるため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 前二項に定めるもののほか、職員会議に必要な事項は、校長が定める。

《学校教育法》

第九十三条

大学に、教授会を置く。

② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

職員会議の機能

- ① 教育委員会の指示や連絡事項を伝え、理解させたり、校長の決定、判断、方針等を職員に伝達し、理解させたりするなど縦の連絡調整機能
- ② 各職員の担当している校務の報告、情報交換、諸行事の調整など横の連絡調整機能
- ③ 校長の意思決定をより適正なものとするため職員の意見を聞くなど、校長の行う意思形成への参加機能

《徳島市立小学校及び中学校管理規則》

第9条の11(職員会議)

学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議においては、校務に関する事項について職員間の意思疎通、共通理解の促進、職員の意見交換等を行う。

3 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

《学校教育法施行規則》

第二十四条

校長は、その学校に在学する児童等の**指導要録**（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）**を作成しなければならない。**

② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

《学校教育法施行規則》

第二十五条

校長（学長を除く。）は、当該学校に在学する児童等について出席簿
を作成しなければならない。

《学校教育法施行規則》

第二十八条

学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に係のある法令
- 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿

○2 前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。



主幹教諭研修

研修テーマに関する法規について

チーム学校と人材育成

